

平成29年9月5日開催

第3回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長(堀越 修) それでは、改めまして第3回農業委員会総会を開催したいと思います。

それでは、今井会長から挨拶、よろしくお願いします。

○会長(今井 隆) 皆さん、こんにちは。農業委員の皆様には、きょうは第3回の総会ということで、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ご苦労さまです。

今日は、またちょっと暑くなりましたけれども、これから日ごとに秋めいてくると思います。

ところで、駅の西口のオーパですか、開店、来月13日から開店するのですか、そこへ地元産の野菜を置きたいということで市のほうで、各支所ごとに説明会を開いたと思うのですけれども、今のところ、その生産者が80名だそうです。それで、条件がなるべく1年間通してそういう生産したものを、野菜物でも何でも出していきたいということなのですが、今のところ榛名町、箕郷の梅を出してくれるという方は大勢いるらしいのですが、野菜のほうはまだ不足しているということなので、もし身近にそういう方、また自分も出したいと思っている方は志願し、またそちらのほうへ前もって連絡すれば出せるそうですので、協力のほどよろしくお願いいたします。

きょうは、審議ということでちょっと時間がかかると思いますので、この辺で挨拶は短めでよしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。議事の進行につきましては、今井会長のほうによろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第3回農業委員会総会を開催いたします。

その前に、委員の出席状況を報告させていただきます。今日の欠席者は1番の清水壯枝委員さん、また議席番号18番、岸吉郎委員さん、それに19番 石井多加志委員さんです。それで、本日の出席委員は全員21名であり、過半数を超えておりますので総会は成立しています。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名人を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号3番、浦恩城由子委員、22番、吉田松代委員の2名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局、武藤主任主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行に移ります。なお、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほうよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分取消について。

1番 当初許可は第3条許可、契約内容は地上権、設定目的につきましては支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のために地上権を設定したいという内容でございます。こちらは、3年間の一時転用のためでございますので、平成26年12月23日から平成29年12月22日までの一時の許可でございます。取消理由につきましては、土地所有者の都合により営農型太陽光発電の計画が実行できなくなったためとのことでございます。関連案件としまして、次のナンバー2が関連案件でございます。

2番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的につきましては支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます、転用期間と取消の理由につきましてはナンバー1と同様でございます。

3番 当初許可は第3条許可、契約内容は地上権、設定目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のために地上権を設定したい。こちら一時転用の3年間のためでございますので、平成28年2月22日から平成31年2月21日の許可でございます。取消理由につきましては、電力会社への売電について接続計画が変更になり当初期間での事業実行ができなくなったためとのことでございます。関連案件としましては、次の4番でございます。

4番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます、一時転用の期間、また取消理由につきましては、ナンバー3と同様でございます。

5番 当初許可は第3条許可、契約内容は地上権、設定目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のために地上権を設定したい。一時の設定期間につきましては、平成28年2月22日から平成31年2月21日の3年間でございました。取消理由につきましては、電力会社の売電について接続計画が変更になり当初期間での事業実行ができなくなったためとのことでございます。関連案件といたしましては、次のナンバー6でございます。

6番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます、転用の期間、取消理由につきましては5番と同様でございます。

7番 当初許可は第3条許可、契約内容は地上権、設定目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のために地上権を設定したい。設定期間は、平成28年2月22日から平成31年2月21日の3年間でございます。こちら取消理由につきましては、電力会社への売電について接続計画が変更になり当初期間での事業実行ができなくなったためとのことでございます。関連案件といたしましては、次のナンバー8でございます。

8番 当初許可は第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます、一時転用の期間、取消理由につきましては7番と同様でございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては8件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局より取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

特にないでしょうか。

- 全員 なし。
- 会長 それでは、承認してよいか伺います。
では、承認することによろしいですね。
- 全員 異議なし。
- 会長 では、承認することにいたします。

次に、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅、別荘用地でございまして、住宅建築の計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、体調不良になりがちな父と生活するため自然環境がよい申請地を買い受けて住宅を建築したいとの申請でございます。なお、議案書34ページ、第5条許可申請ナンバー55番が関連案件でございます。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、住宅建築の計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は露天資材置き場でございまして、榛名地域での工事受注が多く申請地を買い受けて露天資材置き場として利用したいという申請でございます。なお、議案書35ページ、第5条許可申請ナンバー59番が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 会長 事務局の説明が終わりました。
それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。
- 全員 なし。
- 会長 よろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番は保留ということでお願いいたします。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を叔父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用のための更新でございます。平成29年10月22日から平成32年10月21日までの3年間の更新でございます。また、関連案件といたしましては、議案書は21ページ、第5条の許可申請ナンバー1が関連案件でございまして、詳細はそちらでご説明をいたします。また、許可の可否につきましては、5条と合わせてとなります。

7番 契約内容は売買、借り受けている申請地を取得して耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

9番から次のページの11番までにつきましては、営農型太陽光の更新の第3条の地上権の設定でございます。

9番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらはまた3年間の更新でございまして、平成29年10月23日から平成32年10月22日までの更新でございます。こちらにも、関連案件といたしまして、議案書は21ページ、第5条許可申請ナンバー2が提出されております。

10番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらにも3年間の更新でございますので、平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間の更新でございます。こちらにも、関連案件としまして、議案書21ページ、ナンバー3が提出されております。

11番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらにも3年間の更新でございます。平成29年10月23日から平成32年10月22日まででございまして、こちらにも第5条の関連案件が提出されております。議案書は22ページ、ナンバー4でございます。

12番 今月は保留でお願いしたいと思います。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、12件でございます。このうち2番及び12番を除く10件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない若しくは、第3条第2項ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていることと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。2番と12番が保留ということですので、それを除き審議に入ります。

それでは、質疑をお受けします。

はい、どうぞ。

○17番飯塚委員 9番から11番が更新ということなのですが、この更新の設定期間の中の一部分のところに作物名を入れておいてもらうと、あそここの場所かなという感じがとれるのですけれども。

○会長 事務局。

○事務局 詳細につきましては、また第5条のほうで説明をするのですが、議案書には作物名までの記載ができませんので、個別の審議資料のほうで補わさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○17番飯塚委員 はい。済みません。

○会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。なければ、2番、12番を除き許可としてよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、転用済みの畑1,985平米と一体利用の計画でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 農業用倉庫用地として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用倉庫の申請でございます。なお、是正の申請のため、始末書添付となっております。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 酪農業を営んでおり申請地に畜舎を建設したいという畜舎2棟の申請でございます。なお、こちら転用済みの畑1万3,764平米と一体利用の計画でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番につきましては保留でお願いいたします。

8番につきましても保留でお願いいたします。また、この後の9番、10番につきましても、同様に添付資料が整わず、今月は保留でお願いいたします。

11番 駐車場、資材置き場として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。なお、是正申請のため、始末書添付となっております。

12番、今月につきましては保留でお願いいたします。

13番 住宅用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。なお、始末書が添付されています。

14番 車庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという駐車場の申請でございます。なお、始末書が添付されています。

15番 宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地1,081.65平米と一体利用の申請でございます。なお、始末書が添付されています。

16番 実家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地42.15平米と一体利用の計画でございます。

17番 宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地298.15平米と一体利用でございます。なお、始末書が添付されています。

18番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては18件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。この中で保留が、7、8、9、10、12の5件です。

それでは、これを除き、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、5件の保留を除き、それ以外のものを許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。転用期間は、第3条許可と同様でございます。平成29年10月22日から平成32年10月21日までの3年間でございます。第3条許可、ナンバー6が関連案件でございます。第3条の地上権の設定の許可とこちらの第5条の許可は審議は一緒でございます。例えば第5条のほうの不許可になれば、先ほどの第3条のほうも不許可。こちらの第5条の許可がいただければ、第3条のほうも許可という形になりますので、どちらか一方だけが許可ということにはございませんので、そちらだけお願ひいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料をご覧ください。こちらの資料ナンバー1の審議資料でございます。

表紙でございます。こちら位置図でございます。申請地は、左側に記載があるのですが、ちょっと地図がかすれていて見づらいものでございまして、申請地の場所は箕郷町にあります農林大学校から北へ約500メートル、また箕郷の芝桜公園から南に300メートルの地点でございます。

1枚おめくりいただきまして案内図でございますが、こちらはちょっと見づらくっておりますので、大体のところを見ていただきまして、こちらの案内図は説明を省略させていただければと思います。

次のページをご覧ください。こちらは公図の写しでございます。ホッチキスしているほうが北となります。申請地は真ん中の筆、申請地と書かれた台形の土地でございます。周りは、一部山林と、あとは農地で囲われた土地でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。先ほど台形の申請地に対しまして、東側のみ四角い箇所がパネルを張って営農型の太陽光を行っているところでございます。現地は、この箇所にもパネルが張られている状態でございます。

1枚おめくりください。営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。こちらの営農計画書、1枚目の下を見ていただきますと表がございまして、作付の作物が記載がございまして、こちらフキを447平米全面に植えつけるという内容でございます。

1枚おめくりください。(2)の営農に必要な農作業の期間でございますが、こちらは表のとおり草刈りを中心に年間のスケジュールが、このとおり行いたいということで記載がございまして。

1枚おめくりください。3の(1)、フキでございますが、こちらは半日陰で十分育つ作物でございまして、パネルも日照量からして3分の2が確保されているということから問題ないというふうに申請人からは伺っております。

また、(3)でございますが、地域の平均的な単収の8割を満たささいというようなのが許可の基準でございまして、昨年度営農状況が悪い中から更新をまたして、3年間にまた望むものなのですが、いきなり8割は満たせないということから、1年目につきましては710キログラム、2年目につきましては850キログラム、3年目につきまして次の更新の3年目のときに8割を満たしたいという現実的な話で伺っております。

1枚目おめくりください。こちらは申請人より提出されました現地の写真でございまして、こちらは平成29年、今年の3月1日にフキを前面に作付した写真でございます。作付、地下茎でございますので、ちょっと写真がございませんので、事務局のほうで次に写真を用意しましたので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

こちらが8月24日の撮影したものでございまして、現地はフキがこのように作付されている状態でございます。

簡単ではございますが、資料の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局よりナンバー1の説明が終わりました。なお、今回は第2班の調査ですので、調査班長の寺崎委員から報告をお願いします。

○7番寺崎委員 第2班班長、寺崎です。よろしくお願いたします。

それでは、事前調査報告をいたします。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取り

た調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受人の家族で代理人兼営農者と、譲渡人である土地所有者で営農者である2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、草刈りもされていて管理はされていましたが、申請地に対し、フキの栽培部分が半分あるかの状態でした。残りのフキはどうしたのですか。

回答 昨年に一度しっかり除草をし、改めて3月にフキの株を全面に植えつけ直して、栽培に臨みましたが、管理が行き届かずに確認いただいたとおり、フキがうまく育ちませんでした。

質問2 昨年の更新時にもお伝えしましたが、営農型太陽光を続けていくには国で定めた基準である、その作物の地域の平均的な収量の8割の収量を確保することを満たしていかなければ更新の許可はできないのです。それに向けての努力はどのようにお考えですか。

回答 営農型太陽光の更新する基準は承知しております。昨年からいろいろと勉強をし、努力をしてきたつもりですが、やはりフキの生育について勉強不足で、フキを一部絶やす結果となってしまいました。これからは、さらに努力し、また地域のフキ農家の指導を得て基準どおりになるようにと考えています。

質問3 もともと荒れた土地であったことはわかりますが、もう一度しっかり雑草の根を取り除いてから作付をし、その後の草対策をこまめに努力すれば、うまく生育すると思います。また、申請土地のうち営農型太陽光をしていない農地についても、法面からシノが迫ってきていますので、そのシノも根から退治することが必要です。耕作放棄地にならないように努めてください。

回答 はい。わかりました。十分に努力していきたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。まあ、現在は、改善途中というところですかね。

これとってないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 なければ、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら引き続きの更新でございまして、平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間の更新でございまして、こちら、また第3条と第5条セットでございまして。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、今度ナンバー2の審議資料をご覧ください。ナンバー2の審議資料でございます。表紙でございますが、こちら位置図でございます。申請地は真ん中、紫色でマーカーされた箇所が申請地の土地でございまして、県立二葉高等養護学校から西に320メートル来たところでございます。周囲は、こ

こちらの法人が営農型の太陽光及びハウスでイチゴの栽培を行っている箇所でございます。

1枚おめくりください。周囲の案内図及び状況図でございますが、紫色でマーカーされた左上の東西に長い土地が申請地でございます。こちらのちょっと地図が古くて申しわけないのですが、こちら周囲は、もうこちらの法人がハウスと営農型の太陽光を現地では行っているところでございます。また、申請地も含めまして全体が農振農用地でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。ホッチキスどめしているほうが北となります。真ん中の、ちょっと薄くて申しわけないのですが、3筆の真ん中の申請土地と書かれた箇所が申請地でございます。北と南に耕作者が違ふ田んぼがございますが、周りは全部この申請法人が借りている土地でございます。また、東と西につきましては、水路及び公衆道路でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画でございます。この四角、色の中は太陽光のパネルでございます。こちらは露地型の太陽光でございます。申請地に対しまして図のとおりのパネルが張られている状態でございます。

1枚おめくりください。土地の図面的には次のページも図面的には同じでございますが、丸く印がございますが、この丸い点が支柱の打ってある場所でございます。支柱につきましては、スクリュー型の簡易的な支柱でございます。こちらの支柱は、合計の本数が130本、1個の支柱が0.04平米ということで、面積的には支柱の面積は5.20ということでございます。

1枚おめくりください。パネルの立面図でございます。こちらは、パネルの支柱自体は筋交いはあるものの、真ん中は2メートルを確保しておりますので、トラクターで十分耕作ができるということで伺っております。

次のページは、夏至から冬至までの太陽光の当たり方の図になりますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、営農型発電設備の下部の営農計画書でございます。下の表を見ていただきますとおり、こちらの土地につきましては1筆全部に対しましてアカシソをパネル下で作付しているものでございます。

1枚おめくりください。(2)で営農に必要な農作業の期間でございますが、こちらも3年間の更新でございますので、もうこの表にあるとおりのサイクルで毎年毎年植えつけて収穫を行っているという内容でございます。(3)に、こちらの土地で使います営農機具の記載がございます。

1枚おめくりください。こちらの3の(1)でございますが、アカシソもこちらは陰性植物であり、栽培には日光を多く必要としないため、パネル下の営農は可能と伺っております。

また、(3)の下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収、こちらは埼玉県の数値を使っているわけですが、10アール当たり503キログラム、こちらに対しまして10アール当たり402キログラムを、80%を満たしていきたいという申請でございます。また、昨年の2月に報告を受けておりまして、こちらは503に対して100%、503以上の収量があったというふうに昨年の報告で伺っております。

次のページをご覧ください。こちらが申請人がつけてきました今年の7月28日の営農状況でございます。ちょっとアカシソが暗くて見づらいかと思うのですが、パネルの下にアカシソが作付されている状態が確認されます。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局よりナンバー2の説明が終わりました。それでは、調査班長から報告をお願いします。

○7番寺崎委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2につきまして、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。また、申請審議ナンバー順に聞き取りを行いました。

質問1 現地を確認した際にはアカシソの収穫が全て終わった状態でしたが、収穫は随時に行っているのですか。それとも一度に行っているのですか。

回答 昨年までは随時に収穫をしていたのですが、今年はジュースの原料として加工用の需要がありましたので、まとめて収穫を行いました。出荷先の形態として、通常の販売用と加工用の2つの窓口があることになります。また、加工についてはジュースのほかにパウダーにする場合もあります。営農型太陽光を進めていく中で、自社の直売所だけでは販売し切れない量がとれるようになり、加工用としてようやく外販ルートが確保できるようになりました。

質問2 隣地では営農型太陽光の下で同じアカシソの収穫前の状態も確認できました。シソの生育も密集していて、状態もよいように思われました。シソも害虫がつくと思いますが、消毒等はしているのですか。また、収穫量もあるように感じられますが、収益もそれなりに上がったのではないですか。

回答 シソは思ったより手間がかかる印象です。害虫対策として消毒は極力使用しないで人の手で対応しています。また、外販ルートでは販売単価を下げられますので収益率はよくありません。やはり自社の販売ルートのよさを再確認していますが、収量をさばくには単価の低い外販ルートも仕方ないと考えています。

質問3 この場所は、シソで営農型太陽光を続けていく計画なのですか。その場合、シソは連作できるのでしょうか。

回答 シソをつかっていく計画です。連作は大丈夫だと聞いています。

質問4 現地では収穫後にマルチが残ってしまいましたが、マルチの穴に毎年種をまくのですか。マルチを使用しないで種を落としたほうがよいのではないですか。

回答 種ではなく育苗をして苗を植えています。当初はマルチをしないでやりましたが、雑草対策に手間がかかったので、現在は今のやり方で行っています。この後、マルチを取り除いて耕運する予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長よりナンバー2の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

とりあえずはよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案書は21ページ、3番でございます。こちらも営農型の太陽光の更新についてでございます。

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。転用期間は、平成29年10月23日から平成32年10月22日まで、引き続きの3年間の更新でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3の審議資料をご覧ください。ナンバー3の審議資料でございます。表紙でございますが、申請地は先ほどのナンバー2とほぼほぼ同じ箇所でございます、こちらの法人が大規模に営農を行っている箇所でございます。

1枚目おめくりください。申請地の周りの状況図でございますが、周りは営農型の太陽光と、あとはハウスが建ち並んでおります。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。ホッチキスどめしているほうが北となります。申請土地の周りにつきましては、東側が接道がありまして、一応公図上は南側に公道がある形でございますが、現地は接道については東側、あとは農地に接している状況でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。現在は、ご覧のとおり、四角いパネルが現地では張られている状態でございます。その次のページの下側に架台の立面図があります。こちら、左下に南と書いてありますが、南側の傾斜の部分に太陽光のパネルを張っておりまして、北側の斜めの部分にはパネルは張っておりません。こちらはこの形でハウスを形成しておりまして、ハウス型の営農型の施設でございます。

また、こちらの図面、真ん中にあるとおり水耕栽培とございますが、ハウスの中に架台を立てて水耕をしている状態でございます。

次のページをご覧ください。次のページも架台の立面でございますので、こちらは説明を省略させていただきます、その次のページ、下部の農地の営農計画書でございます。こちらは、(1)番の表を見ていただきますと、水耕栽培でミツバとシュンギクを半々で栽培しているということでございます。

1枚おめくりください。こちらは、また(2)で営農に必要な農作業の期間でございますが、ミツバとシュンギク、こちらは年間を通して水耕でございますので、播種、定植で収穫を毎月、毎月というか随時行っているということでございます。また、下の3の(1)、ミツバとシュンギクにつきましても、半日陰で育つ作物と伺っております。

また、その次のページの(3)番の下部の農地の単収でございますが、ミツバ、シュンギクも許可の基準であります8割を満たしていくという計画ではございますが、昨年の2月に報告をいただきましたところ、シュンギクとミツバにつきましては収量の約2倍、200%の収穫があったというふうに報告をいただいております。

次のページをご覧ください。こちらが、実際のハウスの中の水耕栽培の様子でございます。こちら支柱につきましては、営農型の通常の太陽光と同様でございます、柱の下にはスクリー型のくいを2メートル地下に埋めまして、その上に柱をジョイントしてハウスを形成しているものでございます。また、写真の左側の架台の下が灰色っぽく見えるのですけれども、こちらは防草シートでございます、土の上に防草シートを敷いている状態でございます、コンクリート等を打っているわけではございませんので、こちらは農地として扱えるものでございます。

作付の内容につきましては、この写真のとおりでございます。

以上で資料の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局よりナンバー3の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、申請審議ナンバー3についてご報告いたします。

質問1 ミツバとシュンギクは、年何回ぐらいのサイクルで行っているのですか。また、冬場も年間通して行っているのですか。

回答 年5回行っています。冬場は、施設に暖房設備がないので、水耕の溶液を温めて対応しています。

質問2 水耕栽培の現地を見させていただき、設備にかなりの経費がかかっているように思いましたが、採算は合うのですか。

回答 初期投資が高額で、8年から10年で回収する計画です。また、維持経費もかかりまして、特に溶液を年間で大量に使用しますし、水耕パネルを洗浄する手間もそれなりにかかります。その上、土耕で育てた作物に比べると見劣りするものもあり、販売単価も低く、収益率で考えるとかなり低いです。しかし、品物として安定して販売できるようになってきたこともあり、当社ではこれからの農業として水耕栽培を続けていくことに意義があると考えますし、水耕施設の増設も予定しています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

ナンバー3について、特にございませんか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

その一番最後です。

ナンバー4に入ります。それでは、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらも更新の申請でございまして、平成29年10月23日から平成32年10月22日まで3年間の更新をしたいというものでございます。

こちらの別添農地法第5条許可申請ナンバー4の審議資料をご覧ください。

表紙でございますが、先ほどのナンバー2、3と箇所がほぼほぼ変わっておりませんので、この法人が就農している箇所でございます。

1枚おめくりください。周囲の状況でございますが、こちらにつきましてもちょっと地図が古くて周囲は営農型の発電所、また及びハウスが建ち並ぶ箇所でございます。

次のページをご覧ください。土地の利用計画図でございますが、申請土地は角地でございまして、南側と西側に公道が走っておりまして、その他の接する土地につきましては農地でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。こちら、現在は図面のとおりにパネルが張られている状況でございます。

次は、2枚目でございます。こちら、架台の断面図でございますが、こちら、水耕栽培のハウス型の架台でございます。南側のみパネルを張りまして、また北側にも屋根をつけましてハウスで行っている内容でございます。

もう一枚おめくりいただいて、営農計画書でございます。2の(1)を見ていただきますと、こちら、水耕で行っている栽培につきましては、ホソネギとリーフレタスでございます。作付面積は半々に分けましてホソネギ、リーフレタスを栽培しております。

1枚おめくりください。(2)は、営農に必要な農作業の期間でございますが、こちら、先ほどと同様、水耕でございます。年間を通したサイクルで収穫を随時行っております。下の3の(1)のホソネギ、また次のページのリーフレタスにつきましても、半日陰で栽培は可能ということで伺っております。

次のページの(3)番、下部の農地の単収でございますが、こちら、許可の基準であります8割を満たしていくという営農の計画でございますが、昨年の報告につきましては、こちら、水耕栽培ということから、200%と報告をいただいております。

次のページをご覧ください。申請人より提出されました8月1日の水耕栽培、こちらは作付した状態がまだ若いときのリーフレタスの状態でございます。次のページをご覧くださいと、今度はホソネギの作付したものでございまして、随時、成長しましたら出荷というふうに伺っております。

資料の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 申請審議ナンバー4について報告いたします。

質問1 現地で説明をしていただいた方は、水耕についての専門知識をどこかで勉強されてきたのですか。

回答 はい。水耕栽培メーカーのサポートのもと、3年前の水耕栽培の立ち上げ時からのスタッフです。主に水耕栽培専門で管理、作業をしております。

質問2 先ほど水耕栽培は高額な経費がかかると伺いましたが、続けていくメリットについてお聞かせください。

回答 3年間、水耕を実施してきました、例えば機能性野菜をつくり出していく場合には水耕栽培は有効な方法であると感じています。また、水耕栽培をすることによって栽培技術や職員のスキルアップが図れていると実感しています。それをもとに次の自社農業の新しい価値を見出していくきっかけとしても考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー4について許可相当とすることにいたします。

それでは、大分時間のほうも長くなったので、ここで一時休憩を入れます。では、3時まで休憩します。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、続きまして、これより一括審議に移ります。今回は、案件が多いためにナンバー5からナンバー42までの南部地区案件を前半、ナンバー43からナンバー59までの北部地区案件を後半として2回に分けて審議をお願いいたします。

それでは、事務局、ナンバー5からナンバー42までの説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

8番 契約内容は賃貸借、会社に近接した申請地を借り受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、近隣での工事の請負に伴い申請地を借り受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます、転用の申請期間は、平成29年9月22日から平成29年12月30日までとなります。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、現地の地区公民館が老朽化したため申請地を借り受けて新しい公民館を建築したいという公民館の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地24.94平米と一体利用の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、飲食業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、現在駐車場として利用している場所を系列新規施設の駐車場として利用することと

なり駐車場不足となるため申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、宅地を購入し自己用住宅を建築するに当たり隣接地である申請地を買い受けて庭用地として利用したいという庭用地の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、所有の農業用ハウスに近接している申請地を父より借り受けて農産物直売所として利用したいという農産物直売所及び露天駐車場の申請でございます。なお、宅地1.35平米と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅及び水道管用地の申請でございます。なお、宅地1.49平米、雑種地8.86平米と一体利用の計画でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は贈与、所有する倉庫に隣接する申請地を譲り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、園舎の増築に伴い駐車場が手狭なため申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済み畑324.00平米、雑種地904.00平米、学校用地2,430.00平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

28番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を親の友人より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番は保留でお願いいたします。

32番につきましても、31番と同様に保留でお願いいたします。

33番 契約内容は売買、事業拡大に伴い会社に近接した申請地を買い受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、所有の資材置き場に隣接した申請地を買い受けて一体で資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます、雑種地523.00平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地630.79平米と一体利用の計画でございます。

38番 契約内容は売買、電気設備工事業を営んでいるが工場内の敷地が狭いため隣接する申請地を買い受けて使用したいという工場用地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地992.04平米と一体利用の計画でございます。

39番 契約内容は使用貸借、結婚を機に申請地を母より借り受けて実家の母屋に増築して住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地397.54平米と一体利用の計画でございます。

40番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、所有する基地に通路がないため申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございます。

42番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による南部地区の許可申請につきましては、38件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー5からナンバー42までの説明がありました。なお、31と32は保留でございますので、この2件を除きこれより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、これはナンバー43からナンバー59までに入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

43番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて二世帯住宅を建築したいという一般

住宅の申請でございます。なお、宅地138.44平米と一体利用の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、協力企業の隣地である申請地を買い受けて駐車場及び資材置き場として利用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、申請地を弟より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

50番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地97.90平米と一体利用の申請でございます。

52番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家に近い申請地を祖母と父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家に近い申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、事業拡大に伴い息子の家に隣接し管理しやすい申請地を買い受けて露天資材置き場として利用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

55番 契約内容は売買、体調不良になりがちな父と生活するため自然環境がよい申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書9ページ、計画変更申請ナンバー1が関連案件でございます。

56番 契約内容は使用貸借、以前より資材置き場として利用してきた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという資材置き場、露天駐車場及び倉庫用地の申請でございます。なお、是正のため、始末書添付となります。

57番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58番 契約内容は売買、同地域にて太陽光発電を行っており管理しやすい申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

59番 契約内容は売買、榛名地域での工事受注が多く申請地を買い受けて露天資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書9ページ、計画変更申請ナンバー2が関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の案件につきましては17件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第6号に行きます。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないため。

説明は以上となります。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いします。これは、吉井岩平地域ですので、中島委員から報告をお願いします。

○23番中島委員 吉井町の中島隆夫でございます。8月の3日に事務局と推進委員さんとで現地調査に入らせていただきまして、周囲が山林ということでございまして、現場には踏み入れない状況の雑草とシノが生い茂っておりまして、20年前は農地の桑園として利用していたということでもありますけれども、今既にシノが一面に覆っておりまして、農地にできないということで非農地相当であるということでもよろしく願いをいたします。

以上です。

○会長 ただいま地元委員の中島委員さんから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明、お願いします。

○事務局

2番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないため。

説明は以上となります。

○会長 ナンバー2の説明、ただいま事務局より報告がありました。この件は、箕郷町善地地域ですので、生方委員から報告をお願いします。

○16番生方委員 地元の農業委員として事務局として一緒に現地を見てまいりました。現地を確認したところ、まるっきりの山林状態になっているというのが現状でございました。耕作が不可能な状態で非農地と判断するのが適切かと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま生方委員からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

次に、議案第7号 平成29年度農地等利用最適化推進施策に関する意見の募集について。

平成29年度農地等利用最適化推進施策に関する意見の募集について、次のとおり実施したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 平成29年度農地等利用最適化推進施策に関する意見の募集について。

それでは、ご説明申し上げます。議案書39ページをご覧ください。

1、概要になります。農地等利用最適化推進施策に関する意見につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認められるときは、関係行政機関または地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならないという規定に基づいて、農業委員会の意見を関係行政機関等に提出を行うものです。

次に、2、今後のスケジュールについてでございます。本日の総会で募集についてご審議いただき、ご承認いただければ、10月の事前協議の際に改めて農業委員さん、推進委員さんに意見の募集のご依頼をさせていただくこととなります。

3、意見の募集につきましては、皆さんからの意見を11月の事前協議までにご提出いただき、取りまとめの後、1月の総会にてご決定いただき、4でございまして、提出先といたしまして、農政部のほうへ提出する予定となっております。

なお、意見の集約につきましては、農業会議所からも意見をいただき、その内容も考慮しながら農業委員会の意見として提出する予定です。

また、下の米印のところでございますが、皆さんご承知のことと存じますけれども、この意見につきましては、農地等の利用最適化推進に関すること。具体的には担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進についてということでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、決定してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第6号までの、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居でございます。ほか8件、計9件の届け出につきまして書類審査をし、適法であったため受理し、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分につきましては第2種中高層住居、ほか41件、計42件の届け出につきまして書類を審査し、適法であったため受理し、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては合意解約ということございまして、ほか4件、計5件の18条の通知につきまして書類を審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

ナンバー1につきましては、こちらは7月の当初は農地部会のほうの案件でございましたが、開発指導課との調整が必要であったため許可書の交付を一時保留しておりました。開発指導課との協議が整いまして、ナンバー1につきましては、8月18日付で許可書を交付をいたしました。ナンバー2以降につきましては、先月8月の総会の許可相当とした案件のうち第4条が3件、第5条が35件につきまして、他法令との調整が整いまして8月22日で許可書を交付いたしましたので、報告をいたします。

報告第5号 平成29年度高崎市農業後継者対策協議会委員の委嘱について。

平成29年度高崎市農業後継者対策協議会委員について、協議会委員一覧を記載させていただいております。高崎市農業後継者対策協議会委員につきましては、高崎市農業後継者対策協議会規定第3条第2項に基づき農業委員会会長が決定することとされていることから、この方々になっていただいておりますので、ご報告いた

します。

なお、所掌事項といたしましては、農業後継者対策事業に関し、農業委員会の諮問に応じた審議をすることとなっております。

報告第6号 平成29年度高崎市農業委員会公害対策委員会委員について。

平成29年度高崎農業委員会公害対策委員会委員について、公害対策委員会委員一覧を記載させていただいております。当委員会は、農作物、その他農業に危害を及ぼすおそれのある公害の発生、予防、農業者の公害についての苦情の処理、公害に係る紛争の和解の仲介、被害の補償の斡旋、その他公害対策を行うことを目的としております。高崎市農業委員会公害対策委員会設置要綱第3条に、この会は高崎市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員をもって構成すると規定されていることから、両委員さんに構成員となっただくものです。活動内容としますと、農業者から被害連絡等が事務局に寄せられた場合、近隣の農業委員さん、推進委員さんに連絡をし、事務局職員とともに現地確認や調査をしていただくこととなります。また、第4条第2項に委員長は、高崎市農業委員会会長を充てる、副委員長は会長職務代理者を充て、役員は農業委員をもって充てると規定されていることから、農業委員さんに役員になっていただき、年1回役員会を開催し、農作物被害に係る査定基準等を決定していただきます。今年度は10月の総会後に役員会を開催させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○会長 ただいま報告第1号から第6号まで事務局の報告が終わりました。

それでは、これよりその他に入ります。

事務局から何か連絡等、何かございますか。

○事務局 大丈夫です。

○会長 よろしいでしょうか。はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、全て終了いたしましたので、以上をもちまして第3回農業委員会総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時25分 閉会